

小竹小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日 改定

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

小竹小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が三位一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進します。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3 いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなる場合があります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）
- ・悪口（からかい、冷やかす、脅しなど、いやなことを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン・メールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報無断で掲載されたりするもの。）

4 学校いじめ対策の組織

①いじめ対策会議（学校のいじめ防止基本方針の策定など、中核としての役割）

- メンバー：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導副主任、教育相談担当
いじめ根絶担当、長欠対策担当、養護教諭、学校支援アドバイザー
- ・年間3回程度開催
- ・学校いじめ防止基本方針の策定の中心組織
- ・具体的な年間計画等の作成、見直し
- ・いじめの相談、通報窓口の確認、情報共有
- ・学校のいじめ防止等の取り組みの進捗状況の確認

②生徒指導部会（日常的な業務の協議、いじめ早期発見のための窓口としての役割）

- メンバー：生徒指導主任、生徒指導副主任、教育相談担当、養護教諭
- ・月に1回程度開催
- ・生徒指導の重点事項に関する提案、掲示物等の作成、確認
- ・いじめ相談窓口、教育相談、アンケート等の確認、作成

③生徒指導委員会（生徒指導全般の課題や指導を確認する役割）

- メンバー：生徒指導主任、生徒指導副主任、教育相談担当、各学年担任1名、
わかたけ学級担任（またはことばの教室担当）1名、養護教諭
- ・月に1回程度開催
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・生徒指導の重点事項の課題や指導の確認

④生徒指導会議（気になる児童の情報を全職員で共有する役割）

- メンバー：全職員
- ・週に1回開催
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・生徒指導の重点事項の確認等
- ・校長からの提案・指導
- ・学校支援アドバイザーから助言

⑤いじめに関わる情報があったときの緊急会議

- メンバー：校長、教頭、生徒指導主任、担任、関係学年主任、
その他関係職員（養護教諭等）
- ・いじめ情報があった場合に招集
- ・情報の収集と記録
- ・具体的な対応策と情報の共有

5 いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童を傷つける発言、暴力によって問題解決を図ることは、体罰がいじめを助長することにもつながることになるという認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

(1) 授業について

- 授業において、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。一人一人の能

力や実態、個に応じた指導を行います。

- ①児童に自己決定の場を与えること
- ②児童に自己存在感・有用感を与えること
- ③共感的人間関係を育成すること

(2) 道徳教育の充実

- いじめを題材として取り上げること、指導計画に位置づけ、いじめを『しない・させない・許さない』心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
- いのちを大切にするキャンペーンとして、学校単位で、自分の命を大切にすることを学ぶとともに、友達を大切にする事の大切さについて考え、一人一人がいじめをしない、させない、見逃さない気持ちをもつことを確認します。
- 思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。
- 気持ちのよいあいさつができるように取り組むとともに、相手を思いやれる気持ちを育てるように、学校全体で取り組みます。

低学年… ○よいと思うことを進んで行い、のびのびと生活すること
○友達に温かい心で接し、仲よく助け合うこと
○生命を大切にする事

中学年… ○よく考え、正しいと思うことをやり遂げること
○思いやりの心もち、友達と互いに信頼し合うこと
○自然のすばらしさや生命の尊さを受け止め、大切にする事
○約束やきまりを守り、公德心をもって行動すること

高学年… ○自分で目標をたて、誠実に勇気をもって努力すること
○相手の立場に立ち、互いに理解し合い信頼し合って向上すること
○生命の尊厳を自覚し、人間の力を超えたものへの畏敬の念をもつこと
○公德心もち、公平公正な心で正義の実現に努めること
○社会に奉仕するよろこびを知り、公共のために努力しようとする事

(3) 体験学習の充実

- 達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

低学年… ○具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程における生活上必要な習慣や技能を身につけさせ、自立への基礎を養う。

中学年… ○自然体験、ボランティアなどの社会経験を通して、自ら問題に積極的に取り組む態度を養う。
○縦割り活動など異年齢集団の組織的活動等を通して、望ましい人間関係についての体験の充実を図る。

高学年… ○クラブ活動や委員会活動などを通して、豊かな体験の場を設けて、主体的に参加させることにより、集団への所属感を深め、協力性、責任感、勤労意欲等を育成する。
○縦割り活動など異年齢集団の組織的活動等を通して、望ましい人間関係についての体験の充実を図る。

(4) 相談体制の整備

- 教育相談により、児童の悩みや変化に、早く気づく体制を整えます。
 - ・全校集会や教育相談期間などを活用し、教育相談担当を置いて、相談担当職員、スクールカウンセラーの周知を繰り返し図ります。

- ・定期的な教育相談を、年間3回（6月・10月・1月）行います。
- ・保健室前に『にこにこポスト』（教育相談箱）を設置し、相談用紙に悩みや困っていることを担任以外にも相談できるよう体制を整えます。

（5）いじめ早期発見の取り組み

- いじめを認知するために、アンケートを学校全体で実施します。
 - ・教育相談と学校生活についてのアンケートを年3回（6月・10月・1月）行います。
- 心の健康カードに取り組みます。
 - ・月1回の「健康の日」に、友達・学習・家・その他の4項目について心配事が「ある」「ない」で○印を付け、心配事がある児童には個別に聞き取りをすることで、悩み事の早期発見・早期解決を図ります。
- 市教委経由の学校生活アンケート（セクハラ・体罰）を年4回実施し、必要に応じて児童との教育相談を行います。

（6）児童を中心とした取り組み

- 一人ひとりがいじめ防止について考える活動に取り組みます。
 - ・いじめゼロに向けた各学級での話し合いを通して、いじめ防止の意識を高めるとともに、自分のめあてを持ちます。
 - ・人権週間には、人権について考える時間を設け、自他の命を大切にす気持ちをもてるようにします。

（7）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知ってもらい、問題の解決にあたります。
 - ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。
 - ・各学級で情報モラル教育の実施や特別活動での情報教育を行います。

（8）保護者への啓発活動

- いじめ問題・いじめ防止に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行い、積極的に対応します。
 - ・保護者向け啓発資料を配付し、協力と情報提供の依頼を行います。
 - ・保護者会等を通して、学校の相談体制やいじめ防止の方針を周知します。
 - ・いじめ防止基本方針をHPに掲載し、学校の対応方針を広く周知します。

（9）児童の行動について日常的な観察に努め、全校で情報を共有します。

- 授業以外の時間（休み時間等）も児童理解に努めます。
- 職員打ち合わせで児童の気になる行動がある場合には報告や説明をして全職員で共通した対応ができるようにします。
- 学校支援アドバイザーと管理職、生徒指導主任等が校内を回り、児童の様子をより細やかに把握できるようにします。

6 いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することが重要となります。全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

（1）事実の確認、指導方針の決定

- いじめの情報に敏感に対応します。
 - ・日頃から、児童の行動を注意深く見守ります。
 - ・児童や保護者からの情報を大切にします。
 - ・他の教職員からの情報を共有しあいます。
 - ・学校支援アドバイザーからの情報を共有し合います。
- 事実の確認を正確に行います。
 - ・いじめの情報を確認したら、複数の職員で組織的に対応します。
 - ・当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
 - ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します。（時系列、児童別等）
 - ・確認したことをもとに、事実を確定します。
- 指導方針を決定します。
 - ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめに関わる情報があつたときの緊急会議で指導方針を迅速に検討します。
 - ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

- 事実関係を確実に伝えます。
 - ・事実確認で把握した状況を、ていねいに説明します。
 - ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
 - ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門家を活用して指導にあたります。
- いじめを受けた児童を守り、問題の解決にあたります。
 - ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
 - ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
 - ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。

(3) いじめを行った児童への指導

- 行った行為については、毅然とした指導をします。
 - ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
 - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
 - ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
 - ・自分を省みなかったり、繰り返したりする場合などは、他機関と連携しながら、毅然とした対応をします。
- いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き今後の行動について考えさせます。
 - ・状況に応じて、カウンセラーなど専門家を活用して指導にあたります。
 - ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害者である自覚をもたせます。
 - ・被害者の気持ちを考慮しながら、指導・支援を進めます。
 - ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

(4) いじめを行った児童の保護者への助言

- 問題解決に向けて、協力をお願いします。
 - ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。

- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。
- よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。
 - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
 - ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。
- 自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。
 - ・必要に応じて、いじめた児童の課題を解決する指導のほか、さらに関係機関との連携を図りながら、毅然とした対応をすることを伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

- 表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。
 - ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。
 - ・被害児童には教員が声をかけ、小さな変化を見逃さない配慮をします。
 - ・周囲の児童には、はやし立てたりおもしろがったり、見て見ぬふりをしていたりすると、いじめを助長することにつながることをきちんと伝えます。
 - ・いじめ発覚から3ヶ月を目安に、いじめに関わる行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを条件にいじめは解消したものとします。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

- 躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります
 - ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、関係機関に連絡します。
 - ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合も、その状況に応じて関係機関に連絡します。

7 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認められたとき、また「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認められたときです。

学校は、上記重大事項が認められた場合は、以下のように対応します。

(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は「いじめに関わる情報があつたときの緊急会議」のメンバーで行います。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。（客観的な事実関係を速やかに調査します。）
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

(2) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、事実関係を明らかにし、丁寧に説明します。

(3) 市への報告

- ・調査の経過及び結果については、それぞれの報告様式に沿って、教育委員会指導課→教育長→市長に報告します。

8 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
年間	<ul style="list-style-type: none"> 健康の日 各学年校外学習（6年修学旅行） 	<ul style="list-style-type: none"> 健康の日に「心の健康カード」の実施（月1回） 行事を通じた人間関係づくり 生徒指導委員会の実施（月1回）
4月	<ul style="list-style-type: none"> 入学式 授業参観、学級懇談会 1年生歓迎会 	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関わる共通理解（生徒指導研修会） 学校間、学年間の情報交換 新入生に対する歓迎の気持ちの育成 保護者へ学校の相談体制やいじめ防止の方針の周知 新入生を歓迎する気持ちの育成と異学年交流を通じた人間関係づくり SOSの出し方教育
5月	<ul style="list-style-type: none"> 運動会 陸上大会 	<ul style="list-style-type: none"> 行事を通じた人間関係づくり
6月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の実施 定期教育相談 いじめ対策会議の実施
7月		<ul style="list-style-type: none"> 情報モラル教育
8月	<ul style="list-style-type: none"> 佐倉市いじめ防止子どもサミット参加（6年生学校代表児童） 	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会 佐倉市いじめ防止子どもサミット（6年生学校代表児童参加）
9月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止子どもサミット参加児童発表 個別面談 	<ul style="list-style-type: none"> 代表児童の発表を聞き、いじめ防止の意識を高める 学校と家庭の様子の情報交換
10月	<ul style="list-style-type: none"> 前期終業式 後期始業式 教育相談 リレー大会 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の実施 定期教育相談 行事を通じた人間関係づくり いじめ対策会議の実施

11月	・6年キャリア教育	・働く大切さや苦勞・工夫を学ぶ（相手に対しての感謝の気持ちの育成）
12月	・人権集会 ・希望個別面談	・人権について考え、自他の命を大切にする気持ちをもてるようにする ・いじめゼロ宣言を作成することで、いじめ防止の意識を高める ・学校と家庭の様子の情報交換
1月	・教育相談	・アンケート調査の実施 ・定期教育相談
2月	・6年生を送る会	・6年生に感謝する気持ちの育成と異学年交流を通じた人間関係づくり
3月	・卒業式	・卒業生に対して祝う気持ちの育成 ・いじめ対策会議の実施 ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成

9 その他

- ・年度末に取り組みについての評価を行い、次年度への対策を協議します。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととします。
またHPなどで広く周知を図り、関係者の関心を高めるよう努めます。